

【決議】 パンデミック・自然災害の下でも学び、研究する権利を保障する高等教育政策を政府に求めます

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大がもたらしている危機、いわゆる新型コロナ危機は人々の暮らしと健康に大きな影響を及ぼしています。また、台風や豪雨などの自然災害による被害も毎年のように生じています。世界的に見て異常に高い学費と不十分な奨学金制度、その結果としてアルバイトに依存せざるを得ない学生生活という、かねてから指摘されてきた日本の高等教育政策の問題点が、パンデミック・自然災害により広く可視化されました。

新型コロナ危機では収入減に陥った家庭が増え、学生・大学院生のアルバイト収入も激減しました。これに対し十分な補償がなされていません。学業・研究活動以前に生活の維持が困難になっており、食べることさえままならない学生も現れています。かろうじて生活を維持できている学生も、オンライン講義の授業が続き実習・実験・研究の時間が十分に保障されないためストレスを蓄積させたり、図書館の利用が制限されて学業・研究活動の遂行に支障をきたしたりしています。障害や既往症のある学生、留学生などがおかれた困難は特に深刻です。これらの現状を放置すれば多くの学生・大学院生が大学などを去り、日本の高等教育が根幹から崩壊する事態にもつながりかねません。これは学生・大学院生個人の問題だけでなく、日本社会の将来にもかかわる重大な問題です。

新型コロナ危機の下でも学業・研究活動を継続するために、学生・大学院生と高等教育機関に対して必要な支援を速やかにおこなうことを私たちは日本政府に対して求めます。さしあたりの緊急対応として、以下を求めます。

- (1) 国公立の区別なく、大学などの授業料を、所得制限を設けず一律に半減すること
- (2) 学生・大学院生に対して、所得制限を設けず一律に現金を給付すること
- (3) オンライン授業を滞りなく受講するために必要な通信環境を確保すること
- (4) 図書館・研究室など、大学などの施設を利用するための環境を確保すること
- (5) 学生・大学院生への精神的なケアを充実すること
- (6) 学生・大学院生の研究発表の場を確保するための取り組み、実習・フィールド調査などの実施を可能にするための方策などを支援すること
- (7) これらの対応を大学などが取り組むために必要な財政措置をとること

さらに今後、新たな新興・再興感染症の出現や、気候変動の影響による豪雨などの自然災害の頻発が懸念される今日の状況においては、新型コロナ危機と同様の事態が生じることが予想されます。そのような事態に備え、上記の緊急の措置にとどまらず、どのようなときでも大学などで学ぶ権利を保障する高等教育政策の確立が求められます。日本が批准している国際人権規約では、無償教育の漸進的導入がうたわれています。高等教育の無償化、給付型奨学金制度の大幅な拡充をすみやかに実現し、すべての学生の学ぶ権利を保障することを、私たちは日本政府に対してあらためて求めます。

あわせて、私たちは、当事者である学生とその家族、そして大学などの教員・職員とともに、高学費政策からの転換を政府に求める運動にこれからも取り組む決意を表明します。